

貸出（単体）

貸出金残高

期末残高

（金額単位 百万円）

区分		平成 18 年度中間期末
国内業務部門	手形貸付	2,626,168
	証書貸付	35,565,892
	当座貸越	9,133,649
	割引手形	345,865
	計	47,671,576
国際業務部門	手形貸付	539,420
	証書貸付	5,578,851
	当座貸越	105,297
	割引手形	7,331
	計	6,230,901
合計		53,902,477

平均残高

（金額単位 百万円）

区分		平成 18 年度中間期
国内業務部門	手形貸付	2,653,559
	証書貸付	35,283,246
	当座貸越	8,459,819
	割引手形	316,097
	計	46,712,723
国際業務部門	手形貸付	523,467
	証書貸付	5,226,118
	当座貸越	120,451
	割引手形	7,623
	計	5,877,660
合計		52,590,383

（注）国際業務部門の国内店外貸建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

貸出金使途別残高

（金額単位 百万円）

区分	平成 18 年度中間期末	
	金額	構成比
設備資金	20,771,364	38.5%
運転資金	33,131,113	61.5
合計	53,902,477	100.0

貸出金の担保別内訳

（金額単位 百万円）

区分	平成 18 年度中間期末
有価証券	874,129
債権	1,111,344
商品	—
不動産	6,714,799
その他	321,385
計	9,021,658
保証	22,378,312
信用	22,502,506
合計	53,902,477

貸出金の残存期間別残高

(金額単位 百万円)

	平成18年度中間期末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超	期間の定め のないもの	合計
貸出金	9,174,988	8,080,316	7,640,441	3,221,954	16,545,829	9,238,947	53,902,477
うち変動金利		6,480,275	6,155,250	2,626,719	15,555,837	9,238,947	48,095,787
うち固定金利		1,600,040	1,485,190	595,235	989,991	—	5,806,689

(注) 残存期間1年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区別をしておりません。

貸出金の業種別構成

(金額単位 百万円)

区分	平成18年度中間期末	
	金額	構成比
国内店	製造業	5,215,867 10.8%
	農業、林業、漁業及び鉱業	132,045 0.3
	建設業	1,209,362 2.5
	運輸、情報通信、公益事業	2,786,748 5.7
	卸売・小売業	5,060,573 10.4
	金融・保険業	5,523,470 11.4
	不動産業	6,407,086 13.2
	各種サービス業	5,943,919 12.2
	地方公共団体	522,672 1.1
	その他	15,696,483 32.4
合計	48,498,229 100.0	
海外店	政府等	25,386 0.5
	金融機関	297,156 5.5
	商工業	4,813,446 89.1
	その他	268,257 4.9
合計	5,404,247 100.0	
総合計	53,902,477 —	

(注) 海外店には特別国際金融取引勘定分を含めております。

個人・中小企業等に対する貸出金及び割合

(単位 百万円、%)

区分	平成 18 年度中間期末
総貸出金残高(A)	48,498,229
中小企業等貸出金残高(B)	36,114,517
(B)/(A)	74.5

(注) 1. 貸出金残高には、海外店及び特別国際金融取引勘定分を含めておりません。
 2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

消費者ローン残高

(金額単位 百万円)

区分	平成 18 年度中間期末
消費者ローン残高	14,531,670
住宅ローン残高	13,583,819
うち自己居住用の住宅ローン残高	9,915,204
その他ローン残高	947,851

(注) 住宅ローン残高については、住宅ローン・アパートローンに加えフリーローンなどで資金使途が居住性のもも含めております。

貸倒引当金明細表

平成 17 年度中間期

(金額単位 百万円)

区分	前期末残高	中間期増加額	中間期減少額		中間期末残高	摘要
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	(1,989) 419,545	393,220	—	*419,545	393,220	*洗替による取崩額
個別貸倒引当金	(124) 567,760	375,193	315,214	*252,546	375,193	*洗替による取崩額
特定海外債権引当勘定	3,930	3,727	—	*3,930	3,727	*洗替による取崩額
計	(2,114) 991,236	772,141	315,214	676,022	772,141	

(注)()内は為替換算差額であります。

平成 18 年度中間期

(金額単位 百万円)

区分	前期末残高	中間期増加額	中間期減少額		中間期末残高	摘要
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	(471) 573,007	553,458	—	*573,007	553,458	*洗替による取崩額
個別貸倒引当金	(12) 241,558	216,056	31,767	*209,791	216,056	*洗替による取崩額
特定海外債権引当勘定	2,354	2,307	—	*2,354	2,307	*洗替による取崩額
計	(483) 816,920	771,822	31,767	785,153	771,822	

(注)()内は為替換算差額であります。

貸出金償却額

(金額単位 百万円)

区分	平成 17 年度中間期	平成 18 年度中間期
貸出金償却額	16,804	39,937

(注) 直接減額を含んでおります。

特定海外債権残高

(金額単位 百万円)

国別	平成 18 年度中間期末
インドネシア	34,803
アルゼンチン	2
その他	—
合計	34,806
資産の総額に対する割合	0.03%
国数	2カ国

リスク管理債権(連結・単体)

連結

(金額単位 百万円)

区分	平成 17 年度中間期末	平成 18 年度中間期末	平成 17 年度末
破綻先債権	90,003	65,026	59,681
延滞債権	1,058,101	620,473	694,658
3カ月以上延滞債権	53,845	36,865	24,571
貸出条件緩和債権	553,812	406,751	440,471
合計	1,755,763	1,129,117	1,219,383

単体

(金額単位 百万円)

区分	平成 17 年度中間期末	平成 18 年度中間期末	平成 17 年度末
破綻先債権	72,184	42,129	40,914
延滞債権	898,868	485,764	551,083
3カ月以上延滞債権	51,310	33,648	23,446
貸出条件緩和債権	329,258	271,960	298,728
合計	1,351,621	833,503	914,173

各債権の定義

「破綻先債権」：未収利息を収益不計上扱いとしている貸出金のうち破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者や手形交換所において取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金

「延滞債権」：未収利息を収益不計上扱いとしている貸出金のうち、破綻先債権に該当する貸出金及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金を除いた残りの貸出金

「3カ月以上延滞債権」：元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3月以上延滞している貸出金(除く、)

「貸出条件緩和債権」：経済的困難に陥った債務者の再建・支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出金(除く、)

金融再生法に基づく開示債権(単体)

(金額単位 億円)

区分	平成 17 年度中間期末	平成 18 年度中間期末	平成 17 年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,017	1,360	1,645
危険債権	7,238	4,251	4,734
要管理債権	3,805	3,056	3,222
(小計)	(14,060)	(8,667)	(9,601)
正常債権	549,707	584,421	559,849
合計	563,767	593,088	569,450

各債権の定義

本開示債権は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成 10 年法律第 132 号)第 7 条に基づき開示するものであり、同法第 6 条に基づき、貸借対照表の貸出金及び外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分しております。

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」：破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

「危険債権」：債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権

「要管理債権」：3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権(除く、)

「正常債権」：債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記 から までに掲げる債権以外のものに区分される債権